

○厚生労働省告示第九十号
児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第六条の二第一項及び第三項の規定に基づき、児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病的状態の程度（平成二十六年厚生労働省告示第四百七十五号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

厚生労働大臣 武見 敏二

次の表のとおり改出する。

第五表 内分泌疾患

区分	番号	疾病名	疾病的状態の程度
(略)			
下垂体機能低下症	4	後天性下垂体機能低下症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
	5	(略)	(略)
(略)			
成長ホルモン(GH) 分泌不全性低身長症	45	成長ホルモン (GH) 分泌不全性低身長症 (脳の器質的原因によるものに限る。)	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
	46	(略)	(略)
(略)			
内分泌疾患を伴うその他の症候群	88	ターナー症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
(略)			
内分泌疾患を伴うその他の症候群	88	ターナー症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、備考に定める基準を満たすものに限る。
(略)			
89 ヌーラン症候群		治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、備考に定める基準を満たすものに限る。
	89	ヌーラン症候群	
90 (略)		(略)	(略)
91 プラダード・ウイリ症候群		治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、備考に定める基準を満たすものに限る。
	91	プラダード・ウイリ症候群	
92 (略)		(略)	(略)

第五表 内分泌疾患

区分	番号	疾病名	疾病的状態の程度
(略)			
下垂体機能低下症	4	後天性下垂体機能低下症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、備考に定める基準を満たすものに限る。
	5	(略)	(略)
(略)			
成長ホルモン(GH) 分泌不全性低身長症	45	成長ホルモン (GH) 分泌不全性低身長症 (脳の器質的原因によるものに限る。)	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、備考に定める基準を満たすものに限る。
	46	(略)	(略)
(略)			
内分泌疾患を伴うその他の症候群	88	ターナー症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、備考に定める基準を満たすものに限る。
(略)			
89 ヌーラン症候群		治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、備考に定める基準を満たすものに限る。
	89	ヌーラン症候群	
90 (略)		(略)	(略)
91 プラダード・ウイリ症候群		治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、備考に定める基準を満たすものに限る。
	91	プラダード・ウイリ症候群	
92 (略)		(略)	(略)

<u>I</u>	<u>ヒト成長ホルモン治療を行う場合においては、この表に定める疾病の状態の程度であつて次の基準を満たすものを対象とする。</u>
<u>I</u>	<u>新たに治療を開始する場合は、次の要件を満たすこと。</u>
<u>I</u>	<u>成長ホルモン (G H) 分泌不全性低身長症 ((脳の器質的原因によるものを除く。)による低身長の場合 次のいずれも満たすこと。ただし、乳幼児で成長ホルモン分泌不全が原因と考えられる症候性低血糖がある場合は、(3)を満たしていれば足りること。</u>
<u>(1)</u>	<u>現在の身長が別表第一に掲げる値以下であること。</u>
<u>(2)</u>	<u>I G F - 1 (ソマトメジンC) 値が200ng／ml未満 (5歳未満の場合は、150ng／ml未満)であること。</u>
<u>(3)</u>	<u>乳幼児で成長ホルモン (G H) 分泌不全が原因と考えられる症候性低血糖がある場合は1種以上、その他の場合は2種以上の成長ホルモン分泌刺激試験(空腹下で行われた場合に限る。)の全ての結果(試験前の測定値を含む。)で、成長ホルモンの最高値が6ng／ml (G H R P - 2 負荷では16ng／ml) 以下であること。</u>
<u>2</u>	<u>後天性下垂体機能低下症、先天性下垂体機能低下症又は成長ホルモン (G H) 分泌不全性低身長症 (脳の器質的原因によるものに限る。)(1種以上の成長ホルモン分泌刺激試験(空腹下で行われた場合に限る。)の全ての結果(試験前の測定値を含む。)で、成長ホルモンの最高値が6ng／ml (G H R P - 2 負荷では16ng／ml) 以下である場合に限る。)による低身長の場合 次のいずれかに該当すること。</u>
<u>(1)</u>	<u>現在の身長が別表第二に掲げる値以下であること。</u>
<u>(2)</u>	<u>年間の成長速度が、2年以上にわたるか否かを問わず、別表第三に掲げる値以下で経過していること。</u>
<u>3</u>	<u>ターナー症候群又はプラダード・ウイリ症候群による低身長の場合 次のいずれかに該当すること。</u>
<u>(1)</u>	<u>現在の身長が別表第二に掲げる値以下であること。</u>
<u>(2)</u>	<u>年間の成長速度が、2年以上にわたって別表第三に掲げる値以下であること。</u>
<u>4</u>	<u>ヌーナン症候群による低身長の場合 現在の身長が別表第二に掲げる値以下であることを。</u>
<u>5</u>	<u>軟骨低形成症又は軟骨無形成症による低身長の場合 現在の身長が別表第四に掲げる値以下であること。</u>
<u>6</u>	<u>腎機能低下による低身長の場合 現在の身長が別表第一に掲げる値以下であること。</u>
<u>II</u>	<u>継続基準</u>
<u>1</u>	<u>次のいずれかに該当すること。</u>
<u>1</u>	<u>後天性下垂体機能低下症、先天性下垂体機能低下症、成長ホルモン (G H) 分泌不全性低身長症 (脳の器質的原因によるものに限る。)又は成長ホルモン (G H) 分泌不全性低身長症 (脳の器質的原因によるものを除く。)による低身長の場合 初年度は、年間成長速度が6.0cm／年以上又は治療中1年間の成長速度と治療前1年間の成長速度との差が2.0cm／年以上であること。治療2年目以降は、年間成長速度が3.0cm／年以上であること。</u>

疾病の状態の程度に定める症状を呈していない者に対する治療を行う場合であつて、当該治療が当該症状を呈するものに対して行う治療として保険適用されている場合は、疾病的状態の程度を満たすものとする。

第六表～第十四表 (略)

第五十五表 骨系統疾患

区分	番号	疾病名	疾病的状態の程度
(略)	(略)	(略)	(略)

骨系統疾患	(略)	(略)	(略)
患	13	軟骨低形成症	次のいすゞれかに該当する場合 ア 治療で補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合

イ～エ (略)

区分	番号	疾病名	疾病的状態の程度
(略)	(略)	(略)	(略)

骨系統疾患	(略)	(略)	(略)
患	13	軟骨低形成症	次のいすゞれかに該当する場合 ア 治療で補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、第五表の備考に定める基準を満たすものに限る。

イ～エ (略)

備考	(略)	(略)	(略)
第十六表	(略)	(略)	(略)

第十六表 (略)

第十六表 (略)

2 骨機能低下、ターナー症候群、プラダードー・ウイリ症候群、マーナン症候群、軟骨低形成症又は軟骨無形形成症による低身長の場合 初年度は、年間成長速度が1.0cm／年以上又は治療中1年間の成長速度と治療前1年間の成長速度との差が1.0cm／年以上であること。治療2年目以降は、年間成長速度が2.0cm／年以上であること。治療3年目以降は、年間成長速度が1.0cm／年以上であること。

III 終了基準

2 男子にあっては身長156.4cm、女子にあっては身長145.4cmに達したこと。
疾病の状態に定める症状を呈していない者に対する治療を行う場合であつて、当該治療が当該症状を呈するものに対して行う治療として保険適用されている場合は、疾病的状態の程度を満たすものとする。

第六表～第十四表 (略)

第五十五表 骨系統疾患